

三木市公式ツイッターアカウント運用ポリシー

掲載日：2013年10月7日

改定：2019年4月1日

1 目的

三木市では、市の広報活動をより一層充実するため、ツイッターによる情報発信を行います。

2 運用主体

三木市公式ツイッターアカウントは別表のとおりであり、運用主体は三木市で、管理・運営は各部、消防本部、危機管理課、秘書広報課及び市立図書館が行います。

3 発信内容

ツイッターで発信する情報は、以下のとおりです。

- (1) 市の取組
- (2) 市民生活に関連する情報
- (3) イベント、市の魅力に関する情報
- (4) 市内の出来事
- (5) 緊急を要する情報など

4 対応時間

原則として開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時）に、各投稿者が必要に応じて不定期に投稿します。

なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

5 フォロー

三木市へのフォローは自由にできます。三木市からのフォローは、原則として国、県、他自治体、公益法人、その他市が必要と認めた場合に行います。

6 返信

個別のお問い合わせに対して、ツイッター上で返信を行うことはありませんのでご了承ください。三木市へのお問い合わせは、三木市公式ホームページの電子広聴「各課へのお問い合わせ」をご利用ください。

7 リツイート

リツイートすることで情報発信の充実・拡大が期待できるものは、必要に応じてリツイートを行います。

8 禁止事項

次のような内容の書き込み、メッセージ送信等は禁止します。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 誹謗中傷や第三者の権利を侵害する内容
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動及びそれに付随する内容
- (4) 法令違反に該当する内容
- (5) わいせつな内容
- (6) 虚偽の内容
- (7) 第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) 有害なコンピュータプログラム等の配信にあたる内容
- (9) メールアドレス、氏名その他の個人情報等を不正に使用する行為
- (10) 他の利用者、第三者、あるいは市に対し迷惑、不利益あるいは損害を与える内容
- (11) その他、三木市公式ツイッターを運用する上で、実施主体が不適切と判断した内容

禁止事項に該当する際は、対象利用者のアカウントのブロックや、それら処置を講じたことに関する周知・掲載等を行うことがあります。

なお、投稿者同士、または投稿者と第三者の間で発生したトラブル等について、市は一切責任を負いません。

9 著作権

当アカウントから発信する個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権は三木市に帰属します。

10 免責事項

- (1)当アカウントの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。
- (2)当アカウントの投稿により生じた直接・間接的な損失について、運営者は一切責任を負わないものとします。
- (3)三木市は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合があります。

11 運用の停止

三木市は、ツイートが困難になった場合には、その理由を市の公式ホームページに明記し、公式ツイッターの運用を停止します。

別表

三木市の公式ツイッターアカウント

アカウント名	ユーザー名
三木市	miki_city
防災情報	miki_city_bosai
消防本部	miki_city_syobo
秘書広報課	miki_city_koho
総合政策部	miki_city_seisa
総務部	miki_city_somu
市民生活部	miki_city_shimi
健康福祉部	miki_city_kenko
産業振興部	miki_city_sangy
都市整備部	miki_city_toshi
上下水道部	miki_city_jyoge
教育委員会教育総務部	miki_city_ksomu
教育委員会教育振興部	miki_city_kshin
市立図書館	miki_city_tosho